# 平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録 目 次

# 第 1 号(11月19日)

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のための出席者	4
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
副議長の選挙	7
議案第1号	8
同意案第1号	. 0
一般質問	. 1
閉会の宣告	. 6

## ◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第361号 平成27年11月9日

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会 議 長 石 井 恵 子

平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集について(通知)

本日、管理者から平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。

## ◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合告示第6号

平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成27年11月19日

場 所 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 アクアセンターあじさい 2 階会議室

平成27年11月9日 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 管 理 者 清 水 聖 士

## 平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会

平成27年11月19日(木) 午後3時開会

## 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 の制定について

日程第6 同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任について

日程第7 一般質問

\_\_\_\_\_

## 本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 の制定について

日程第6 同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任について

日程第7 一般質問

## 出席議員(11名)

1番	森	谷		宏	議員	2番	小 日	川	敦	子	議員
4番	小	易	和	彦	議員	5番	秋	谷	公	臣	議員
6番	日	下	みゃ	→ 子	議員	7番	小	泉		嚴	議員
8番	田	中	和	八	議員	9番	日	暮	栄	治	議員
10番	芝	田	裕	美	議員	11番	石	井	恵	子	議員
- O T		<u> </u>		<b>→</b>	⇒₩ 🖂						

12番 小 泉 文 子 議員

## 欠席議員(1名)

3番	石	井	昭	 議員

管	理				者	清		水	聖	士	君
副	3	管	理		者	秋		Щ	浩	保	君
副	3	管	理		者	伊		澤	史	夫	君
監	3	査	委	Š	員	松		丸	幹	雄	君
会	計	乍	宇	理	者	相		JII	克	己	君
事	3	務	晨	j	長	冏	久	津		誠	君
事	務	月	司	次	長	大		塚		旭	君
総	3	務	誀	Į	長	JII		上	清	美	君
あ	じ	さ	V	所	長	大		塚		旭	君
L	6	さ	ぎ	所	長	笠		井	雅	之	君
周	辺	整	備	室	長	JII		名	雅	之	君

# 構成市職員出席者

 柏市廃棄物政策課主幹
 原
 晃
 一

 白井市環境課長
 伊藤
 勉

 鎌ケ谷市クリーン推進課長
 小高
 仁志

## 事務局職員出席者

総務課長補佐 藤 伊 周 しらさぎ所長補佐 﨑 道 将 Щ 総務課総務財政係長 栗 原 稔 あじさい管理係長 島 朋 也 田 総務課総務財政係主査補 壮 玄 畄 田

#### 午後 3時00分 開 会

## ◎開会の宣告

○議長(石井恵子議員) 皆様、本日はご多忙の中、ご参集いただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

\_\_\_\_\_\_

#### ◎諸般の報告

○議長(石井恵子議員) 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として、出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

\_\_\_\_\_

#### ◎議席の指定

○議長(石井恵子議員) 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

柏市より選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

3番、石井昭一議員、6番、日下みや子議員、9番、日暮栄治議員、12番、小泉文子議員を指定いたします。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。 つきましては、日下みや子議員、日暮栄治議員、小泉文子議員の順に議席にてご挨拶をお願いいた します。

初めに、日下みや子議員、お願いいたします。

- ○6番(日下みや子議員) 皆様、こんにちは。柏市から選出されました共産党の日下みや子でございます。ふなれですが一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(石井恵子議員) 日暮議員。
- **〇9番(日暮栄治議員)** こんにちは。柏市の日暮でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(石井恵子議員) 小泉議員。
- **〇12番(小泉文子議員)** こんにちは。柏市議の小泉でございます。前回に引き続きましてお世話に

なりますけど、よろしくお願いいたします。

**〇議長(石井恵子議員)** ありがとうございました。

\_\_\_\_\_

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(石井恵子議員) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、4番、小易和彦議員、5番、秋谷公臣議員を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎会期の決定

○議長(石井恵子議員) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(石井恵子議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

\_\_\_\_\_

### ◎管理者招集挨拶

- ○議長(石井恵子議員) それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。 管理者。
- **○管理者(清水聖士君)** 平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、 一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、 厚く御礼申し上げます。

このたび、先ほどご紹介がありましたように、新たに柏市選出議員として日暮栄治議員、日下みや 子議員をお迎えするとともに、小泉文子議員、石井昭一議員におかれましても、引き続き当組合の一 層の発展にご尽力をいただくこととなりました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案1件、同意案1件であります。

議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきまして、ご 報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、 し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万5,415.59トンになります。前年同期と比べまして、し尿は216.03ト ン減で、率にして6.88%の減、浄化槽汚泥は409.74トン減で、率にして3.18%の減となり、全体とし て625.77トン減で、率にして3.9%の減であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結 果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ケ谷市の合計で2万4,124.67トンになります。前年同期と比べまして284.32トン減で、率にして1.16%の減であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定した操業をさせていただいております。

さらに、両施設の焼却灰等の放射能量につきましては、国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、最終処分場にて適切に処分をしております。組合施設敷地境界付近での空間放射線量の測定結果につきましても、地上より1メートルの高さで、毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、全体に低下傾向でありますが、今後も監視に努めてまいります。

次に、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業につきましては、先日、1系焼却炉工 事の部分引き渡し検査が行われたところであります。引き続き安全第一に工事を進めてまいる所存で あります。

次に、周辺整備事業における廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務につきましては、廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に関する専門部会の検討結果報告書を基本とした、本組合の周辺整備基本計画(案)を作成いたしました。今後は、さらに計画の実現に向けた課題を整理するとともに、パブリックコメントなどの策定手続を経まして、基本計画及び実施計画を策定してまいります。

また、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は18万6,089人となり、前年度同期と比べまして8,061人増で、率にして4.53%の増であります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、 組合が保有する特定個人情報の取り扱いについて必要な事項を定めようとするものであります。

次に、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任につきましては、学識経験者の監査委員である松丸幹雄氏の任期が平成28年1月10日で満了となるため、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◎副議長の選挙

○議長(石井恵子議員) 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石井恵子議員) ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定いたしました。 いかが取り計らいましょうか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(石井恵子議員) 芝田議員。
- **〇10番(芝田裕美議員)** 副議長には、柏市の小泉文子議員を推薦したいと思います。
- ○議長(石井恵子議員) ただいま小泉文子議員が副議長に推薦されました。

お諮りいたします。小泉文子議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(石井恵子議員)** ご異議なしと認めます。

よって、小泉文子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました小泉文子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項 の規定により告知をいたします。

小泉文子副議長より、自席にてご挨拶をお願いいたします。

- **○副議長(小泉文子議員)** ただいま副議長という大任を拝しました小泉文子でございます。議員の皆様、また執行部の皆様のご協力をいただいて円滑な議会運営をしてまいるため、議長をしっかり補佐してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(石井恵子議員) ありがとうございました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第1号

○議長(石井恵子議員) 日程第5、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**〇事務局長(阿久津 誠君)** 議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略称は番号法 でございますが、この番号法の施行に伴い、組合が保有する特定個人情報の取り扱いについて必要な 事項を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第2条は、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を定義に追加するものでございます。

次に、第51条の2を加える内容でございますが、実施機関が保有し、または保有しようとする特定 個人情報に係る利用、提供等についての特例を定めるもので、主な内容は、1つに、利用目的以外の 目的での利用に関し、通常の個人情報よりもさらに厳格に例外事由を限定すること。2つに、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き提供してはならないこと。3つに、開示、訂正、利用停止の各請求に関し、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても各請求を行うことを認めること。4つに、利用停止の請求の条件に関し、番号法違反行為のうち、特に不適切なものが行われた場合についても利用停止請求を認めること。5つに、法令等の規定による開示実施との調整に関する規定を適用しないことなどを規定するものでございます。

最後に附則で、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第51条の2の規定については、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

**〇議長(石井恵子議員)** 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

## ○6番(日下みや子議員) 柏市の日本共産党の日下みや子です。

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場を明確にして討論を行います。

既に柏市においては、6月の市議会におきまして同様の議案が上程され、日本共産党は反対をいた しました。

この個人情報保護条例の改正の背景にあるのが、報告にもありましたように、国が定めたマイナン バー制度の導入です。すなわちマイナンバー制度における特定個人情報の利用、提供等を特例として 定めようとするものです。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、外国人を含め日本に住民登録している人に一人残らず番号をつけ、納税や社会保障の行政手続などで利用される仕組みです。

そしてまた、まだこれが運営もされていないのに、9月3日には改正マイナンバー法が成立しまして預金口座、健康診断、予防接種などの情報にまで拡大されることになり、政府財界は、さらにキャッシュカードやクレジットカードにまで拡大しようとしております。戸籍、収入など、大量の個人情報を結びつけることが可能なマイナンバーには、情報の漏えい、国による国民監視の強化などに国民の疑念は消えておりません。

1億2,000万人以上の全対象者へ番号通知の日本の郵便史上で例のない膨大な作業が10月23日から 開始されておりますけれども、早くも違う世帯に配達されたり一時紛失したりする事故が多数発生し ております。

本条例改正案には、第51条に特定個人情報の利用、提供等の特例が加えられるものであり、到底認

めることはできません。

条文では、ほかに目的外利用の事由を通常の個人情報よりもさらに限定する。また、開示、訂正、 利用停止の各請求について、本人及び法定代理人のほか任意代理人にも各請求を行うことができるな どとしております。

しかし、どんなに厳格にしても、一度でも利用されてしまえば回収する手だてもなく、個人情報が 流出してしまうことは明らかです。

以上の理由から、議案第1号には賛成できません。以上で終わります。

○議長(石井恵子議員) 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(石井恵子議員) 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_

### ◎同意案第1号

〇議長(石井恵子議員) 日程第6、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任 についてを議題といたします。

[監查委員 松丸幹雄君退席]

O議長(石井恵子議員) 提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(阿久津 誠君) 同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、学識経験者のうちから選任した松丸幹雄監査委員の任期が、平成28年1月10日で満了となることから、引き続き監査委員として再任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

なお、松丸幹雄氏の経歴につきましては、裏面の資料のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合規約第12条第3項の規定により、平成28年1月11日から平成30年1月10日までの2年となっております。

以上で、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**〇議長(石井恵子議員)** 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。 同意案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。 これより採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号を原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

「替成者起立〕

**〇議長(石井恵子議員)** 起立全員でございます。

よって、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

## [監査委員 松丸幹雄君着席]

- **〇議長(石井恵子議員)** ここで、監査委員に選任されました松丸幹雄監査委員より、自席にてご挨拶をお願いいたします。
- ○監査委員(松丸幹雄君) ただいま当組合の監査委員に選任されました、私、松丸幹雄と申します。 今回で4期目になります。これからも当組合の事業発展のために、間違いなく予算を適正に使って やっているかどうか、芝田監査委員と一緒にこれから一生懸命やっていきたいと思います。ご指導よ ろしくお願いいたします。
- **〇議長(石井恵子議員)** ありがとうございました。

## ◎一般質問

○議長(石井恵子議員) 日程第7、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。

日下議員。

**〇6番(日下みや子議員)** 柏市の日本共産党の日下みや子でございます。

通告に従って一般質問を行います。

私は、当組合の議会に臨むに当たりまして、当組合の施設の見学をお願いしておりましたが、まだ 実現されておらず、施設について理解不十分なまま臨んでおりますことをご承知おきいただきたいと 思います。

先ほど、来週の24日に見学が決まりまして、早速ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ふなれで皆様に何かとご迷惑をおかけすることになると思いますけれど、本組合の議員になった以上、精いっぱい組合が直面する問題やごみ問題、環境問題について考え、意見を申し述べてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問の1点目は、当組合が計画している廃棄物施設周辺整備基本計画について伺います。

平成27年10月付で、平成28年度から平成43年度にかけての基本計画の見直し案が示されました。

当初の計画では、6つのエリアに合計30億2,750万円の上物を建設、整備する。エリア内の民有地を全て買収で対応した場合は、概算事業費が74億4,440万円にもなるというように伺っております。

そこで伺います。第1に、今回示された計画見直しの基本的な考え方についてお示しください。第 2に、計画見直しに至る住民合意の経過と、今後組合を構成する各市の市民合意をどのようにして行 うのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目に、廃棄物処理施設長寿命化計画について伺います。

前任の平野光一議員が繰り返し当組合議会で主張してきたことは、ごみの減量化の問題でした。

国連気候変動枠組条約締結国会議で議論されております地球温暖化の実態は深刻です。当組合の一般廃棄物処理基本計画も資源循環型社会の実現を目指しているわけで、その点から廃棄物処理施設の 今後の計画がどう進められるのか、極めて重要と認識しております。

そこで、計画の基本的な考え方と方向性についてお示しいただきたいと思います。

以上で1問目を終わります。

〇議長(石井恵子議員) 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長(阿久津 誠君) ただいまのご質問にお答えいたします。

大きなご質問としては2点ございます。

初めに、廃棄物処理施設周辺整備基本計画についてお答えいたします。

まず1点目の計画見直しの基本的な考え方についてでございますが、廃棄物処理施設周辺整備総合 基本計画策定業務につきましては、平成25年度から27年度までの3カ年の事業としております。初年 度の平成25年度には、基礎調査及びアンケート調査を実施し、地域課題の整理をした上で4つの取り 組み方針を定めました。1つ目は、住民との協働により周辺整備基本計画を策定します。2つ目は、 地域資源の活用を図ります。3つ目は、法規制や構成市の方針との整合を図ります。4つ目は、構成 市の総合計画や実施計画との連携を図りますの4点でございます。

そして、この取り組み方針に基づき、地域住民の皆さんと話し合いながら、その意向を十分に組み 入れて実現可能な新たな周辺整備基本計画に見直すことといたしました。

次に、お尋ねの2点目、住民合意の経過と今後の方向についてでございますが、周辺整備計画策定業務2年目の平成26年度は、5月に廃棄物処理施設環境委員会のもとに地域住民の代表による廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に関する専門部会を設置いたしました。そして、同年6月から平成27年6月までに4回の会議を開催し、この地域の現状と課題について話し合い、周辺整備の考え方、整備方針、土地利用計画を検討結果報告書として取りまとめております。

この専門部会での検討結果報告書が、本年10月の廃棄物処理施設環境委員会で承認されたことから、 組合では周辺整備事業への取り組みの基本的な考え方、事業内容、範囲等について検討を行い、新た な周辺整備基本計画(案)を作成いたしました。

今後の方向につきましては、12月にパブリックコメントを実施するなどの策定手続をするとともに、 構成市と協議を行い、平成28年2月末までに周辺整備基本計画及び実施計画を策定する予定でござい ます。

続きまして、大きなご質問の2点目、廃棄物処理施設長寿命化計画についてお答えいたします。

長寿命化計画につきましては、廃棄物処理施設内の設備、機器等の維持管理を適切に行った上で重要設備を適切な時期に更新することにより、廃棄物処理施設全体の延命化を図ることが逼迫する財政に効果的であると同時に、資源、エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも効果的であると考えます。

アクアセンターあじさいにつきましては、現有の処理能力等を踏まえ、今後の10年、15年先を見据 えた場合の処理方法や経費負担にとって最適な方法を、施設の長寿命化を含め議論してまいります。

クリーンセンターしらさぎにつきましては、平成25年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)にて、設備、機器性能水準を向上させるための延命化対策として、平成30年度から31年度に延命化対策工事を実施する予定としております。

ダイオキシン類対策工事においてもごみ量の減量の推移を踏まえ、触媒反応塔等の設置を2炉としていることから、延命化対策工事においても基本的に2炉計画を主軸に整備していくことを想定しておりますが、現状の処理状況の変化等や施設の劣化状況等を鑑み、必要な見直しを図っていくこととなります。

〇議長(石井恵子議員) 再質問を許します。

日下議員。

○6番(日下みや子議員) それでは2問目ですけれども、まず廃棄物処理施設周辺整備基本計画について伺います。

ただいまの答弁で、平成26年度 6 月から 4 回の専門部会の会議で話し合われ、検討結果報告書としてまとめたとのことでございました。

そこで1点目を伺いますが、その専門部会の中ではどのような議論がされたのか、お示しいただき たいと思います。

2点目ですが、当初の計画とはどのように違うのでしょうか。

3点目、平成13年に作成された周辺整備事業マスタープランとの整合性について伺いたいと思います。過大な計画であったマスタープランは、破棄という形になるのでしょうか、それとも計画そのものは残るのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

次に、廃棄物処理施設長寿命化計画について伺います。

ただいまの延命化対策工事において、基本的に2炉計画を主軸に整備していくというご答弁を、私は評価したいと思います。これは、当組合がみずから掲げている平成23年度から平成29年度までにごみ減量化5%削減の目標をやり抜くという点でも、また経費の削減という点でも大変重要なことであると思います。

そこで伺いますが、3 炉から2 炉にすることによる影響、焼却力や財政面について、工事費だけで

はなく諸経費や運転管理費などの経費についても、おおよそでお示しいただきたいと思います。

事業費につきましては、平成25年2月の定例会において、平野議員の質問に次のように答弁されております。28年度から4カ年かけ、延命化工事の準備及び工事を実施する予定。事業費については、平成22年度に分散制御システムや焼却炉耐火物の交換及びごみ受け入れ供給設備等の修繕などを想定し積算しました場合で約9億円弱でしたが、現在におきましては、既に修繕を実施した箇所や劣化が予定より進んでいる設備もあることから、これまでの補修履歴や設備機能診断等の結果を考慮し、今後改めて長寿命化計画の策定時におきまして対象設備や更新方法等を設定し事業費を確定していくこととなりますとあります。先ほどの2問目の質問にお示しいただければと思います。以上です。

- 〇議長(石井恵子議員) 周辺整備室長。
- **○周辺整備室長(川名雅之君)** まず初めに、専門部会ではどのような議論がされたかについてお答えいたします。

専門部会では、周辺整備基本計画の見直し経緯や、見直しに向けた取り組み方針、既往計画と協定 書について、周辺整備基本計画(案)についての検討を行ったものでございます。

検討の中での主な意見を申し上げますと、まず見直しの経緯に関するものでは、さわやかプラザ軽 井沢はごみ焼却場を建てるための条件であり、マスタープランに基づく周辺整備としては、さわやか 環境緑地が一つの成果であるが、ほかは15年間何も変わっていない。

次に、既往計画に関するものでは、最初の計画は廃棄物処理施設からのにおいや煙がひどかったため、施設全体を緑で覆い隠すという発想から公園化しようとするものであった。

廃棄物処理施設をつくるときの条件としての周辺整備計画であるため、計画どおりにやるのが当然である。

本来なら3割から4割を整備した後で、これ以上難しいから計画を縮小させてほしいというならわかるが、何もやっていないのに縮小という話はないのではないか。

地域整備協定書を結んだときの条件となっている前計画の範囲は残すべきである。

次に、整備内容に関するものでは、公園ではなく、誰もが利用できる緑地のようなものでもよいのではないか。

地域資源である山林を健康増進のための散策路として活用するのはどうか。

金山落に人道橋をかけて人が行き来できるようにし、西白井地区との交流をふやせば、さわやかプラザ軽井沢への利用者がふえるのではないか。

次に、土地利用計画に関するものでは、マスタープランどおりにやってもらいたいが、農家や事業 所を強制的に移転させるのは無理だと考えるため、優先順位を決めてできるところから段階的に進め ていき実績をつくることがいいと思う。

次に、事業期間に関するものでは、最初の計画ができてから20年が経過し、本来であればもう完成 していていい計画であるが、再出発となるためスピード感を持ってやってほしい。 最後に、事業費に関するものでは、幾ら話し合いをして計画を立てても資金がなければ実現性がな く、また絵に描いた餅に終わってしまう。

ここに廃棄物処理施設の必要性があるなら、基金をつくり投資をできる仕組みが必要である。

これらのご意見がございまして、周辺整備基本計画の見直し検討を行ってきたものが専門部会の検討結果報告書となってございます。

続きまして、当初の計画との違いということでございますが、平成13年3月に策定した周辺整備事業マスタープランとの違いについてお答えいたします。

まずお答えの前に、マスタープランが棚上げとなった経緯・理由でございますが、同マスタープランは長期的で大規模事業となる計画でございましたが、構成市の財政状況が厳しさを増し、合併協議の開始など、構成市及び組合を取り巻く環境が大きく変化し、先行きが見通せないことから棚上げとなったものでございます。

そこで今回、実現可能な計画として見直しを行っているところでございます。その見直しの主なものは4点ございます。

1点目は、計画範囲でございます。マスタープランの範囲を基本としておりますが、その考え方といたしましては、住宅や農地、事業所として活用されている土地は地権者の土地活用の意向を踏まえ、原則として今回の計画からは除くものといたしました。ただし、廃棄物処理施設周辺は緩衝緑地として、また既に整備した斜面林との連続性を図るため、さわやかプラザ軽井沢と隣接する土地につきましては、緑地の保全・育成・創出を図るために整備していくということでございます。

2点目は、エリア分けでございます。マスタープランではエリアを6つに分けてございましたが、 今回の計画では計画範囲のうち、平成43年度までに事業を推進する整備優先エリアと、平成43年度ま でに周辺整備計画を再検討する整備検討エリアの2つとしてございます。

3点目は、事業費でございます。マスタープランでは74億4,000万円を見込んでおりましたが、今回の計画では、整備優先エリアの事業費として15億6,000万円を見込んでおります。この事業費の削減につきましては、整備範囲が異なることが大きな要因でございますが、整備内容の違いもございます。マスタープランでは、テニスコートや池などの施設整備も計画されておりましたが、今回の計画では、アンケート調査結果や専門部会の検討結果も踏まえ、緑地の保全・育成・創出及び広場の整備をする内容としたことによるものでございます。

4点目は、事業期間でございます。マスタープランでは事業期間を20年としておりましたが、今回の計画では、整備優先エリアを平成28年度から平成43年度までの16年間で整備することとしております。なお、整備検討エリアにつきましては、整備優先エリアの整備が終了するまでに地元住民と組合、構成市で話し合い、周辺整備計画について再検討を行い合意形成を図っていくこととしてございます。以上4点がマスタープランとの違いでございます。

続きまして、マスタープランとの整合性についてお答えいたします。

先ほど申し上げました計画範囲につきましては、専門部会での検討におきまして、マスタープランの範囲は残すべきとの複数意見がございましたので、専門部会の報告書ではマスタープランの計画範囲を基本としております。したがいまして、組合の計画案におきましても、同様にマスタープランの計画範囲を基本とする考え方をしてございます。

また、整備の方向性につきましては、マスタープランにおける緑の保全、育成、創出、それから地域拠点性の発揮という2つのことを踏襲いたしまして、計画の整備テーマを「緑豊かな環境の中での健康づくり」と設定したものでございます。以上でございます。

- 〇議長(石井恵子議員) しらさぎ所長。
- **Oしらさぎ所長(笠井雅之君)** 私のほうから長寿命化計画の3炉から2炉にすることによる影響についてお答えをいたします。

準備期間を28、29年度と予定しておりますので、具体的な金額の比較は行っておりませんが、既存の3炉のうち2炉を延命化対策工事の対象とした場合、工事費が3分の2程度に経費を抑えることが可能と考えております。

また、維持管理等経費においては、現状 2 炉運転と 1 炉運転の交互運転を行っているため、おおむね 1 炉分の修繕費が減額となることが想定されますが、連続稼働日数増加に伴う設備負担等も考えられますので、 1 炉分の経費が全て削減されるわけではございません。

焼却力につきましては、2炉運転と1炉運転の交互運転を主として計画していきますので、過度の 劣化や損傷等がない限り焼却能力についてはさほど影響はないと考えております。また、ごみの排出 量等の推移を確認しながら、適切かつ安定的に処理ができるよう検討していきたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(石井恵子議員) 日下議員。
- ○6番(日下みや子議員) 最後に意見だけ申し述べたいと思います。

廃棄物処理施設周辺整備事業は、周辺住民の合意とともに構成市の市民の合意、理解が必要です。 廃棄物処理施設は、いわば迷惑施設でもあるわけですから周辺住民への一定の配慮は必要だと思うん ですけれども、過大であったり市民に理解を得られないものであってはならないと思うんです。私も そういう見地から、今回の提案について検討していきたいと思っております。

また、廃棄物処理施設の長寿命化計画については、さきの議会の答弁で一定の概算を示されている ように、もう少し具体的に説明がいただけたらと思いますので、どうぞ今後よろしくお願いいたしま す。以上でございます。ありがとうございます。

○議長(石井恵子議員) 以上で一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長(石井恵子議員) 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。 午後 3時45分 閉 会